

函館市監査公表第22号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年7月26日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

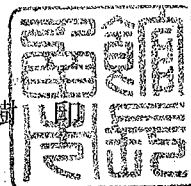


函 消 庶
平成29年7月12日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	消防本部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（ ）		
監査等実施期間	平成28年10月5日 ～平成29年1月16日	講評日	平成29年1月31日
調査対象事項名	(2)個別的事項 ア支出事務について		
指摘事項、意見・要望事項			
<p>【指摘事項】</p> <p>退職報償金については、函館市消防団員退職報償金条例施行規則（平成22年規則第6号。以下「規則」という。）において、退職した消防団員（死亡退職の場合はその遺族）からの書面による請求に基づき審査を行い、当該報償金を受ける権利を有する者であると認めるときはその支給に関して通知するとしているところ、死亡退職以外の退職の場合には、書面による請求、支給決定の決裁行為および通知がなされないまま支給手続が進められていたことから、規則に則った適正な事務の執行を図られたい。</p>			
措置内容、対応・考え方			
<p>【対応】</p> <p>消防団員の退職報償金の支出事務につきましては、退職時に本人からの消防団員辞職願の提出をもって、退職発令に係る事務に併せ執行してきたところであり、退職発令できない死亡退職時のみ、遺族から書面による請求を受けておりました。</p> <p>しかしながら、函館市消防団員退職報償金条例施行規則では、退職した消防団員（死亡退職時においては遺族）からの書面による請求に基づき審査を行い、当該報償金を受ける権利を有する者であると認めるときは、その支給に関して通知するとしていることから、死亡退職時を含め全ての退職の場合におきまして、書面による請求に基づき審査し、支給決定の決裁行為および通知を行い、支給手続を進めるよう、函館市消防団員退職報償金条例施行規則に則った適正な事務を執行することとし、平成29年1月31日付けの退職者に対する退職報償金の支給手続から、改善したところでございます。</p> <p>今後におきましても、函館市消防団員退職報償金条例施行規則に則った適正な事務の執行に努めてまいります。</p>			